

綾瀬市市民プール整備事業基本構想（案）に対する意見募集 （パブリックコメント手続）

1 意見を募集する趣旨

本市が目指すスポーツを通じた市民の「健康づくり」の実現に向けて、市民一人ひとりが生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境整備の一つとして、市民のための屋内温水プール施設を整備することで、市民のさらなる運動習慣の普及と定着化につながる拠点づくりを進めるため、「綾瀬市市民プール整備事業基本構想（案）」を取りまとめましたので、市民の皆様から御意見を募集します。

2 綾瀬市市民プール整備事業基本構想（案）の概要

(1) 構想の位置付け

「綾瀬市総合計画 2030」や「綾瀬市スポーツ推進計画」と整合性を図っています。

(2) 構想の発行

令和6年5月発行の予定です。

(3) 計画策定の目的

市民のさらなる運動習慣の普及と定着化につながる拠点づくりを進めることを目的としています。屋内温水プール施設を整備することにより、本市が目指すスポーツを通じた市民の「健康づくり」の実現を目指します。

(4) 本構想の特徴

本構想は、屋内温水プール施設の建設に向けた基本計画策定のための基となる構想であり、「子どもから高齢者まで、誰もが気軽に水に親しみ、健康スポーツに取り組むことができる機能を有する屋内温水プールを整備する。」を基本方針とし、①多世代が利用できる、②安全・安心である、③気軽に始めることができる、④環境負荷を低減する、⑤学校教育に対応できるという5つのコンセプトとします。なかでも、5つ目の学校教育に対応できるというコンセプトについては、「綾瀬市立小・中学校プールのあり方基本方針」を踏まえ、学校の水泳授業にも適した施設整備を視野に入れたものとなっています。

3 綾瀬市市民プール整備事業基本構想（案）の閲覧場所

- (1) 市役所スポーツ課（市役所2階）
- (2) 市役所行政資料コーナー（市役所1階）
- (3) 市役所情報公開コーナー（市役所2階）
- (4) 市ホームページ
- (5) 中央公民館、各地区センター（中村・早園・吉岡・綾南）
- (6) 寺尾いずみ会館、南部ふれあい会館
- (7) 保健福祉プラザ、綾北福社会館
- (8) IIMURO GLASS 綾瀬市民スポーツセンター
- (9) 綾瀬スポーツ公園

4 意見募集期間

令和6年3月4日（月曜日）から令和6年4月2日（火曜日）まで

5 意見を提出できる方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する方
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 市内に存する学校に在学する方
- (5) 本市に対して納税義務を有する方

6 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、スポーツ課まで御提出ください。

- (1) 直接提出 市役所スポーツ課窓口（市役所2階）
- (2) 郵送① 備え付けの返信用封筒で郵送
郵送② 〒252-1192（住所不要）綾瀬市役所スポーツ課 宛
（4月2日消印まで有効）
- (3) ファックス 0467-70-5701 綾瀬市役所スポーツ課 宛
- (4) 電子メール wm.705656@city.ayase.kanagawa.jp

7 意見提出様式

意見提出様式は、閲覧場所に備え付けの様式を使用するか、又は市ホームページからダウンロードができます。

また、任意の用紙によって御意見を提出することもできます。なお、この場合にあっては、「氏名」、「住所」、「電話番号（メールアドレス）」、「意見提出者の区分（市内在住、在勤、在学、事務所等を有するもの、納税義務を有するもの）」、「政策等の名称」、「意見」を御記入の上、御提出ください。

8 意見の取扱い及び公表について

- (1) 皆様からいただいた御意見は、内容ごとに整理を行い、その内容と御意見に対する市の考え方について、スポーツ課、行政資料コーナー、情報公開コーナーでの閲覧及び市ホームページへの掲載により公表します。
- (2) 御意見に基づき修正を行ったときは、修正内容も公表します。
- (3) 意見を御提出された方の氏名、住所等は公表しません。意見提出時、「政策等の名称」、「意見提出者の区分」、「氏名」、「住所」等の必要事項が明記されていないもの、提出期限を過ぎたものは無効となりますので御注意ください。
- (4) 個々の御意見に対して、直接個別の回答はいたしませんので、御了承ください。
- (5) 御提出いただいた用紙、原稿等は返却できませんので、御了承ください。

綾瀬市パブリックコメント手続に関する意見提出書

■政策等の名称(※必須)		綾瀬市市民プール整備事業基本構想(案)
■意見提出者の区分 (○を付けてください) (※必須)		ア 市内に住所を有する方 イ 市内に事務所又は事業所を有する方 ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する方 エ 市内に存する学校に在学する方 オ 本市に対して納税義務を有する方
■氏名 (法人等は名称及び代表者の氏名)(※必須)		氏名： 事業所・学校名・法人名：
■連絡先	住所(※必須)	〒
	電話番号	
	E-mail	

[意見を記入してください。]

該当箇所	意 見

- (1) 提出期限 令和6年4月2日（火曜日）
- (2) 提出先 綾瀬市役所健康こども部スポーツ課
電話 0467-77-1111（内線2547）
- (3) 提出方法 次のいずれかの方法により御提出ください。
- ア 直接提出 市役所スポーツ課窓口（市役所2階）
- イ 郵送① 備え付けの返信用封筒で郵送
郵送② 〒252-1192（住所不要）綾瀬市役所スポーツ課 宛
（4月2日消印まで有効）
- ウ ファックス 0467-70-5701 綾瀬市役所スポーツ課 宛
- エ 電子メール wm.705656@city.ayase.kanagawa.jp

※意見を御提出された方の氏名、住所等は公表しません。

※個々の御意見に対して、直接個別の回答はいたしません。

※御提出いただいた用紙、原稿等は返却できません。